

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材(70903000)

[機械器具 49 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器]
[一般医療機器 歯科用マンドレル (35170000)]

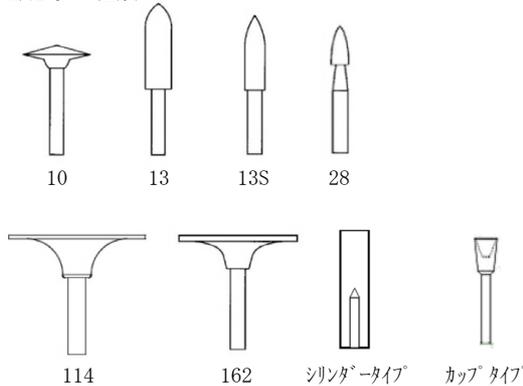
ニューシリコンポイントⅡ

**【形状・構造及び原理等】

1) 材質

- ①軸部及び基材部 ステンレス鋼
②作業部 シリコン、炭化ケイ素、顔料

*2) 形状・種類



用途 ブラウン 中仕上げ
グリーン 仕上げ
(シリンダータイプはブラウンのみ)

寸法：下表のとおり (mm)

形状	13	13S	28
全長	52.0	48.8	46.5
シリコン部直径	5.3	4.1	3.2
シリコン部長さ	16.3	13.0	7.0
軸太さ	2.32		

形状	10	114	162
全長	42.7	43.0	43.0
シリコン部直径	13.0	19.0	17.5
シリコン部端厚さ	0.3	0.4	1.1
シリコン部中央厚さ	4.5	5.9	6.7
軸太さ	2.32		

形状	シリンダータイプ	形状	カップタイプ
全長	25.1	全長	47.5
最大直径	6.0	作業部長	9.4
中心穴径	1.7	最大直径	6.2

構成医療機器

販売名	医療機器届出番号
マンドレル シリンダータイプ用	23B1X10001A49003

*3) 最大回転数 30,000rpm (162、シリンダータイプ以外)
15,000rpm (162、シリンダータイプ)

【使用目的又は効果】

ゴム基材で結合された研磨成分から成る歯科用研磨材で、歯科技工物の研磨に用いる。

【使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピースに装着し、回転させて、ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し付けて研磨する。

【使用上の注意】

1) 使用上の注意

- ①本材をハンドピース(タービン)等の器具に取り付ける際は、メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入し、半チャ

- ックでないことを確認すること。
②使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
③指定の回転数を超えて使用しないこと。
④本材を用いて歯科技工物を研磨する際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護メガネ、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
⑤シリンダータイプについては特に下記の点にご注意下さい。
・シャンクから抜けないことを確認してから使用すること。
・必ず右回転でご使用下さい。(左回転では抜けません)
⑥無理な角度、過度圧力での使用は避けること。
⑦損傷、変形(サビ、表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使用しないこと。
⑧本材使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。
2) 重要な基本的注意
①本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないようにすること。
②本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者：山八歯材工業(常熟)有限公司
製造先国名：中華人民共和国